

# 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製造者 : 株式会社アイ・ディー・エム  
輸入総販売元 : 株式会社 エービーシー商会  
住所 : 東京都千代田区九段南1-3-1  
東京堂千代田ビルディング  
担当部門 : インサル事業部  
電話番号 : 0120-011-462 FAX 番号 03-3581-4946

整理番号 : 00KSRS02

作成 2011年4月 1日

製品名 : ケセルワン 1L

## 2. 物質の特定

単一製品・混合物 :  
化学名 :

成分	含有量%	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法)
3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール	75~85	56539-66-3	2-3079
モノテルペノイド混合物	15~25	非開示	非開示
ガンマーブチロラクトン	5~15	96-48-0	5-3337

国連分類 : クラス 3(引火性液体、容器等級Ⅲ)  
国連番号 : 1993

## 3. 危険有害性の要約

### GHS分類:

物理化学的危険性  
引火性液体

区分 3

可燃性/引火性エアゾール

急性毒性

急性毒性(経口)

区分 5

急性毒性(経皮)

区分 5

急性毒性(吸入:ガス)

分類できない

急性毒性(吸入:蒸気)

分類できない

急性毒性(吸入:ミスト)

分類できない

皮膚腐食性・刺激性

分類できない

眼に対する重篤な損傷・眼刺激

区分 2

	性	
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	分類できない
環境有害性	吸引性呼吸器有害性	分類できない
	水生環境急性有害性	区分 2
	水生環境慢性有害性	区分 2

絵表示又は  
シンボル:



注意喚起語： 警告  
危険有害性情報： 引火性液体及び蒸気  
重篤な眼の刺激  
皮膚に接触すると有害の恐れ  
飲み込むと有害の恐れ  
水性生物に毒性  
長期的影響により水性生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと  
熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
静電気放電や花火による引火を防止すること。  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。

【救急措置】

火災の場合には適切な消火方法をとること。  
吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
吐かせないこと。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。  
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚(又は毛髪)に付着した場合：直ちに、全ての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。  
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。  
ばく露又はその懸念がある場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。  
飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

容器を密閉して涼しい換気の良いところで施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

備考

危険有害性：眼を刺激することがある。軽度の一過性角膜損傷を起こすことがある。長期間接触すると、局所発赤を伴う皮膚刺激作用を起こすことがある。密閉した場所または換気が不十分な場所では、蒸気が容易に蓄積し、酸素濃度が下がり、意識がなくなったり、死に至ることがある。過剰ばく露すると、上気道(鼻と喉)および肺に刺激作用を来すことがある。肺浮腫(肺水腫)を起こすことがある。中枢神経系に影響することがある。アレルギー性皮膚反応および呼吸反応を示すことがある。変異原性物質。

環境影響：物質は事実上、水生生物に対して急性毒性を示さない(試験した種のうち最も感受性の高い種でLC<sub>50</sub>/EC<sub>50</sub>/EL<sub>50</sub>/LL<sub>50</sub> >100 mg/L)。

物理的・化学的危険性：41℃以上の温度は避ける。高温では、容器が裂けたり破裂することがある。温度が高いと危険な重合反応を引き起こすことがある。。ジイソシアネート類は多くの物質と反応し、温度の上昇や接触の増加により反応速度は高くなり、非常に激しくなることもある。攪拌したり、他の物質が混合されたりすると、接触は増加する。分解時に有毒ガスが放出される。製品は水と反応する。反応は熱および・またはガスを発生させることがある。火災により内容物の放出や容器が破裂することがある。

化学物質排出把握管理促進法：第一種指定化学物質 政令番号1-448 メレニビス (4,1-フェニル) =ジイソシアネート (PRTR法) 対象物質

4. 応 急 措 置

- 目に入った場合：清浄な水で15分以上目を洗淨した後直ちに眼科医の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合：汚染された衣服、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。ガーゼ等の布でよく拭き取り中性石鹼を使ってよく洗い落とす、外観に変化が見られたり、痛み、かゆみ等がある場合は直ちに医師の診察を受ける。
- 吸入した場合：風通しの良い場所へ移して安静にさせた後、直ちに医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合：直ちに水道水で口内をすすぎ、直ちに医師の診察を受ける。意識がない場合は口からなにも与えてはいけない。

5. 火 災 時 の 措 置

- 消 火 剤：小火災・二酸化炭素、粉末消火剤、散水、乾燥砂などを用いる。大火災・泡消火剤を用いて空気を遮断する。
- 使 っ て は な ら ない 消 火 剤：棒状注水
- 特 有 の 危 険 性：極めて燃えやすい、熱、花火、火災で容易に発火する。加熱により容器が爆発する恐れがある。火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。引火性の高い液体及び蒸気。
- 消 火 手 順：散水によって逆に火災がおこる恐れがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の消火剤を利用すること。引火点が極めて低い・散水以外の消火剤で消火が効果がない大きな火災の場合には散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動可能な場合、容器および周囲に散水して冷却する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

---

## 6. 漏 出 時 の 措 置

---

- 人体に対する注意事項 漏洩した場合の周辺には、ロープをはるなどして人の立ち入りを禁止し、危険区域での火災使用を禁止する。  
 風下の人を退避させる。  
 作業の際には、蚊ならす保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 漏出したものが、下水、河川に流出するのを防ぐ。
- 多量の漏出時 : 可能な限りせき止めし、ポンプ(防爆型)等で回収する。又は砂。ウエス等に吸着させドラム等で回収する。
- 少量の漏出時 : 砂、ウエス等に付着させ、密閉容器に回収する。
- 

## 7. 取 扱 い 及 び 保 管 上 の 注 意

---

- 取 扱 : 火気厳禁。  
 吸い込んだり、眼、皮膚および衣類に触らないように適切な保護具を用し、直接の接触を防ぐ。  
 局所排気装置等を設置して換気を良くする。  
 休憩所には洗顔、洗眼、手洗い等の設備を設け、取扱後にて、顔等を良く洗う。
- 保 管 : 日光の直射を避け、容器を密栓して風通しの良い屋内に保管する  
 ボイラー等熱源付近や可燃物の近くに置かない。
- 容 器 : ステンレス、リン酸亜鉛処理鋼製の密閉容器を使用する。
- 

## 8. ば く 露 防 止 措 置

---

- 管理濃度：設定されていない。  
 許容濃度：設定されていない。
- 設 備 対 策 : 局所排気装置、洗顔、洗眼、手洗い場等設置。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 保護具 有毒ガス用防毒マスク。不浸透製の保護衣、保護手袋、長靴、眼鏡及び前掛け等。
- 

## 9. 物 理 / 化 学 的 性 質

---

### 【原液】

- |       |                        |                              |        |
|-------|------------------------|------------------------------|--------|
| 物理的状态 | : 液状                   | 臭 い                          | : ハッカ臭 |
| 色     | : 淡黄色                  | 引火点-密閉式                      | : 39℃  |
| 発火温度  | : データなし                | 蒸気圧                          | :      |
| 蒸気圧   | : 3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール | 66.661Pa                     |        |
|       | モノテルペノイド混合物            | 0.37×10 <sup>3</sup> Pa(25℃) |        |
|       | ガンマーブチロラクトン            | 2.666kPa(94℃)                |        |
| 爆発範囲  | : 3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール | 下限13.1%、上限7.0%               |        |

	モノテルペノイド混合物	下限1.0%、上限7.0%
	ガンマーブチロラクトン	下限2.2%、上限15.0%
溶解性	：水溶性一部不溶	

---

## 10. 安定性及び反応性

---

安定性 : 通常条件下で安定  
 反応性 : 現在のところ有用な情報無し

避けるべき条件 : 高温加熱、混蝕危険物質との接触、火源  
 混蝕危険物質 : 強酸化剤、強還元性物質  
 危険有害な分解生成物 : 現在のところ有用な情報無し

---

## 11. 有害性情報

---

急性毒性 : 経口 ; LD50(ラット) > 4,380mg/Kg (混合物計算推測値)  
 経皮 ; LD50(ラット) > 2,740mg/kg (混合物計算推測値)  
 吸入 ; 分類できない  
 (ガス、蒸気、粉塵、ミスト)  
 皮膚腐食性・刺激性 ; 分類できない  
 眼に対する重篤な損傷・刺激性 : 重篤な眼への刺激(区分2A)  
 呼吸器感受性 ; 分類できない  
 生殖細胞変異原性 ; 分類できない  
 発がん性 ; 分類できない  
 生殖毒性 ; 分類できない  
 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) ; 分類できない  
 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) ; 分類できない  
 吸引性呼吸器有害性 ; 分類できない

---

## 12. 環境影響情報

---

生体毒性 : 主な水生環境有害性成分  
 ・3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール ヒメダカ TLm値 : 7,400ppm/48H  
 モノテルペノイド混合物 材ジメコ EC<sub>50</sub> 0.122mg/L/48H  
 水生生物に非常に強い毒性(区分1)  
 モノテルペノイド混合物  
 残留性・分解性 : 3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール 生分解性物質である  
 モノテルペノイド混合物 n-オクタール/水分配係数=5.56  
 ガンマーブチロラクトン 生分解性物質である。  
 生体蓄積性 : データなし  
 土壌中移動性 : データなし

・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。  
 特に、製品や洗浄水が、地面、皮や排水溝に直接流れないように対処すること。

---

 13. 廃 棄 上 の 注 意
 

---

- 残余廃棄物** : 処理に関しては、十分な知識を有する専門家の指示に従う。  
 残余物の処理は、焼却炉で少量ずつ処理するか、都道府県知事の許可を受けた、信頼の出来る廃棄物処理業者に、廃棄物の危険・有害性を充分告知の上、その処理を委託する。
- 汚染容器・梱包物** : 空容器は残油または貴下した蒸気の引火、爆発の危険があるので、密栓し、指定場所に保管する。残油の回収、蒸気開放等未処理の空容器の切断、溶接等の加工はしない。廃棄にする場合が内容物を完全に除去した後処分する。
- 焼却する場合** : 珪藻土、おが屑などに吸入させて開放型の焼却炉で焼却する。
- 

 14. 輸 送 上 の 注 意
 

---

- 注意事項** : 輸送に際しては容器の破損、腐食、漏れのない事を確認する。転倒、落下、損傷の内容に積み込み、荷崩れ防止を確実にし、該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。容器に漏れのない事を確かめ、転落、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れぼうしを確実にし、輸送を行う。
- 国連分類** : クラス 3(引火性液体、容器等級Ⅲ)
- 国連番号** : 1 9 9 3
- 輸送の特定の安全対策及び条件** : 引火性液体であるので火気に十分注意する。
- 緊急時応急措置指針番号** : 128
- 陸上運送** : 消防法、労働安全衛生法に定めるところに従う。
- 海上運送** : 船舶安全法に定めるところに従う。
- 航空輸送** : 航空法に定めるところに従う。

この情報は、この製品に関わる特定の法令や輸送上の条件を全てお知らせするものではありません。この物質の輸送にあたっては、輸送会社の責任において、適用される全ての法律、規制、規則に従ってください。

---

 15. 適 用 法 令
 

---

- 消 防 法** : 第 4 類第 2 石油類 危険等級Ⅲ
- 化 審 法** : 既存
- 労働安全衛生法** : 名称等を通知すべき有害物  
 (法第57条の2、施行例第18条の2別表題9)
- : 非該当
- : 名称等を表示すべき有害物  
 (法第57条第1項、施行令第18条)
- 非該当
- : 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) : 非該当
- 化学物質管理促進法 ( P R T R 法 )**
- 毒物及び劇物取締法** : 非該当
- 海洋汚染防止法** : 3-メキシ-3-メチル-1-ブタノール(Z類)、ガンマーブチロラクトン(Y類)
- 船舶安全法** : 引火性液体類(危規則大2, 3条危険物告示別表第1)
- 航空法** : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

---

16. そ の 他

---

推奨する用途と制限 : 洗浄剤  
記載内容の問合せ先 : 東京都千代田区九段南1-3-1 東京堂千代田ビルディング  
(株) エービーシー商会・インサル事業部  
電話番号 0120-011-462 F A X 番号 03-3581-4946  
発行又は改訂の理由 : 化学物質排出把握管理促進法の改訂に伴う変更  
引用文献 : 日本塗料工業会編集「MSDS用物質データベース」  
日本塗料工業会編集「MSDS作成ガイドブック」  
各メーカー製品安全データシート

記

本文中の記載内容は、十分な配慮に基づき作成されていますが、その内容につき明示又は黙示の保証をするものではありません。